教育改革特区 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設 (第5次提案)

1 特区第5次提案について

平成16年6月1日から30日までの間募集された、構造改革特区の第5次提案募集について、「教育 改革特区 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設」を提案した。

2 提案内容

(1) 今回提案の特徴

第4次提案で提出した新しいタイプの学校の創設から、全寮制学校を除いて、区立の「小中一貫校」 として、より具体化した内容で提案した。

(2) 提案の概要

計画の名称	教育改革特区 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設
特区構想の内容	より自由な発想で開かれた学校運営を行い、教育改革を一層推進するため、地方独立行政法人が管理・運営する「新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設」を提案する。
	区が設置した公立学校の管理・運営を地方独立行政法人に委託する「新しいタイプの学校」は、理事会方式の運営や寄付金の提供などで、地域住民がより積極的に学校運営に関与することを可能とする。また、区教育委員会が派遣する県費負担教職員と、地方独立行政法人が独自に採用する教職員により、小中一貫の少人数教育を行う。
	現存する区立小・中学校のうち、敷地の隣接または近接するところを小中一貫校とする。当面は1校で、学区域は区内全域とし、初等部(小学校1年~4年)、中等部(小学校5年~中学校3年)の2部制による、9年間の一貫教育を行う。基礎となる学級は、生活指導を中心とした30人編制とする。
	学ぼうとする力、学ぶ力、学んだ力を学力と捉え、学力を身につけさせるため、基礎基本(読む力・書〈力・計算力)の徹底、情報を取り扱う力など児童・生徒が将来社会人として自立していける資質、能力の育成を行い、社会に貢献する人、国際社会に通用する人を育て、公立校の教育改革の目標となる学校づくりを行う。
	(新しいタイプの学校の創設)
	公立小中一貫校の設置
	学校設置者以外の学校の管理・運営の容認
規制の特例の内容	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する
	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に設立団体の教育
	委員会が関与する 公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外
	小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和
	学級編制及び教職員定数標準の緩和
	県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与
	区教育委員会任命教職員の県費負担教職員人件費相当額の担保
	県費負担教職員の超過勤務等手当及び旅費の市区町村からの支給
	特別負担金の徴収
	教科書採択権限の地方独立行政法人への委譲
	公立小中学校の休業日の変更

(3) 提案結果

提 案 内 容	結果
【文部科学省】	
公立学校の独立行政法人による管理・ 運営の容認 公立小中学校を地方独立行政法人への管理 委託 公立小中学校の管理を委託する地方独立行 政法人の理事長の任命に際して設立団体の 教育委員会が関与 公立小中学校の管理を委託する地方独立行 政法人への中期目標などの規定の適用除外 地方独立行政法人に委託された公立学校に おける県費負担教職員(校長を含む)の任命 権を区教育委員会に付与 地方独立行政法人に委託された公立学校に おける特別負担金の徴収の容認 公立小中学校の休業日の変更の容認 公立小中学校の休業日の変更の容認 公立学校を委託された地方独立行政法人へ の寄付を税控除の対象とすることの容認	(1) 当区が提案する公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象にすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制との関係の整理教職員の身分の扱い教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要であり、引続き、構造改革特区の提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度のあり方について、検討を進めていきたい。 (2) 文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、「学校運営協議会制度」を導入した。この制度は、保護者や地域住民が、地域運営協議会を通じ、一定の権限を持って学校運営の基本方針の策定や教職員人事等の学校運営に参加することを制度的に可能とするものであり、保護者や地域住民のニーズを公立学校運営全般に、より一層的確に反映させるとともに、特色ある学校教育の実現を可能とする。よって、当区の提案趣旨である「地域の意向を反映させた住民参加型の学校運営」の実現に向けては、この制度の活用を検討してほしい。との回答であった。提案内容については、(1)のみ。
地方独立行政法人に委託した公立学校にお ける学級編制及び教職員定数標準の緩和	同上 (1) なお、公立小中学校の場合は、現行制度において、 義務標準法で定める学級編制の標準を下回る学級 編制を行うことは可能となっており、提案内容の 1 学級の児童・生徒数を 30 人とすることは可能。
地方独立行政法人に委託された公立学校に おける区教育委員会任命職員の県費負担教 職員人件費相当額の担保	同上 (1) なお、現行制度において、区が公立小中学校の教職 員の給与を支給する場合、当該給与財源を都が負担 するかどうかは、都の判断に委ねられているので、 都と相談してほしい。
地方独立行政法人に委託された公立学校に おける県費負担教職員への超過勤務手当及 び旅費の区市町村からの支給	同上 (1) なお、特区においては、市町村が公立小中学校の教職員の給与・旅費を負担することにより、教職員の任用が可能であるので、このような手法も検討されたい。
教科書採択権限の地方独立行政法人への委	同上 (1) なお、研究開発学校制度を活用する場合は、学習指

提案内容	結 果		
譲	導要領によらない特別な教育課程を実施する場合には、現行制度においても、学校独自の教材を主たる教材として使用し、特色ある教育活動を展開することも可能となっている。		
小中一貫校の設置の容認	同上 (1) なお、当区の提案は、学校制度の基本の関わる制度 改正は、規制改革も問題ではなく、教育論から国民 的な議論の高まりと学校教育制度全体のあり方に 照らした十分な検討が必要になることから、構造改 革特区における特例的な取扱いにはなじまない事 項である。 また、学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な運 用については、「構造改革特区研究開発学校制度」 の活用により実現可能である。		
小中一貫校を設置した際の設置基準の緩和	同上 (1) が、現行の小学校設置基準及び中学校設置基準は、 小学校と中学校を併設する場合において、地域の実 情に応じた弾力的な対応が可能となっている。		

(文部科学省の最終回答)

(小中一貫校の設置の容認)対する最終回答

文部科学省では、学校区分など、義務教育に係る諸制度の在り方について、検討を行っていく。

~ (を除く)に対する最終回答

他の公立学校の管理運営委託についての提案に関する検討状況は、いわゆる「公設民営」型学校の 提案者の、地方公共団体から施設の提供や支援を受け、特色ある自由な教育を行いたい等の特区提案 の内容を実現する観点と、公立学校が地方公共団体の公の意思に基づき、教育内容が決定されるとと もに卒業認定や懲戒等の処分が行われるものである点との両者を踏まえ、法制上の課題を含めて検討 を行っている。

地方独立行政法人への管理運営委託についても、公立学校の管理運営委託を行うために必要な制度的措置と、地方独立行政法人制度とがどのように適合するのか、さらに法制上の配慮が必要となるかなどの検討が必要であると考えている。

公立学校の管理運営委託の検討状況については、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定等を踏まえつつ、具体的な内容についてできる限り速やかに結論を示すことができるよう、検討を行っている。

(公立小中学校の休業日の変更の容認)対する最終回答

学校週5日制の趣旨及び導入までの経緯、現在の各自治体や学校、地域における取組みの状況を踏まえれば、土・日曜日を休業日とする規定について特例を設けることは、社会全体で子どもを育てようという取組みや努力を否定するものになりかねず、適当ではない。

坦	案	内	灾	結	果
17E	⋙	ĽУ	\rightarrow	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::	*

【総務省】

公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する

公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際して設立団体の教育委員会が関与する

公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外

学校教育法5条の規定により学校の設置者は、その 設置する学校を管理することとされており、設置者 と管理者は同一でなければならないことから、地方 独立行政法人に公立小中学校の管理を行わせるこ とができない

(総務省の最終回答)

学校教育法第5条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされているが、仮に当区提案の特例措置が講じられれば、地方独立行政法人が公立小中学校の設置・管理を行うことに特段の支障はないものと考えられる。

【財務省】

地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする

構造改革特区推進のための基本方針において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当区の要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象になり得ない。

(財務省の最終回答)

本要望については、文部科学省における地方独立行政法人法の中での位置付けなどについての検討が先決であり、税制上での取扱いについては、文部科学省における具体的な検討結果を踏まえて必要な検討を行うべきものであり、現段階での回答は困難。

いずれにせよ、現行の法人税法上、地方独立行政法人の全てを一律の取扱いとしているものではないため、当区の要望内容は、新たな財政措置を講じることに該当し、検討要請事項の対象になり得ない。

3 今後の対応

引続き、特区推進室及び関係省庁の検討状況をみながら、特区の活用について検討する。